

指定計画相談支援 指導検査基準

(令和7年6月3日適用)

練馬区

指導検査基準中の評価区分

評価区	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中で、特別な事情により改善が遅滞している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令および通達等のいずれにも適合する場合であっても、水準向上が必要と判断するときは「助言指導」を行う。</p>

指 導 検 査 基 準 (指定計画相談支援)

根拠法令等

「支援法」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

「支援法施行規則」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

「厚労令28」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成24年厚生労働省令第28号)

「平24厚労告125」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)

「平27厚労告180」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月27日厚生労働省告示第180号)

「障発0330第22通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する
基準について(平成24年3月30日障発0330第22号)

「障発1031001通知」=障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービ
スに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)

「虐待防止法」= 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
第1 基本方針	1 指定計画相談支援の事業は、利用者または障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思および人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。	1 支援法第51条の22 1 厚労令28 第2条第1項	1 利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めていない。 2 利用者の立場に立った福祉サービスの提供が不十分である。	C B
	2 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。	1 厚労令28 第2条第2項	1 配慮して行われていない。	C
	3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	1 厚労令28 第2条第3項	1 利用者の状況等に応じて配慮をしていない。 2 利用者の状況等に応じた配慮が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
	<p>4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>5 指定特定相談支援事業者は、区市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者(介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)、指定介護予防支援事業者(介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善および開発に努めているか。</p> <p>6 指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めているか。</p> <p>7 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>8 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>9 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携努めているか。</p>	<p>1 厚労令28第2条第4項</p> <p>1 厚労令28第2条第5項</p> <p>1 厚労令28第2条第6項</p> <p>1 厚労令28第2条第7項</p> <p>1 厚労令28第2条第8項</p> <p>2 障害者虐待防止法第15条</p> <p>1 厚労令28第2条第9項</p>	<p>1 公正中立に行われていない。</p> <p>1 障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善および開発に努めていない。</p> <p>1 地域社会への参加や包摂の推進に努めていない。</p> <p>2 利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮していない。</p> <p>3 利用者の希望を踏まえて地域生活への移行の推進に努めていない。</p> <p>1 評価を行っていない。</p> <p>2 評価に基づく改善が不十分である。</p> <p>1 必要な措置を講じていない。</p> <p>1 利用者またはその家族に対して、適切な援助を行っていない。</p> <p>2 福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p>	<p>1 指定特定相談支援事業者は、事業所ごとに専ら指定計画相談支援の職務に従事する相談支援専門員を、必ず1人以上置いているか。 ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>2 相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数が35またはその端数を増すごとに増員しているか。 なお、計画相談支援対象障害者等の数は、前6月の平均値とする。</p>	<p>1 支援法第51条の24第1項</p> <p>1 厚労令28第3条第1項</p> <p>2 障発0330第22通知第二1(1)</p> <p>1 厚労令28第3条第2、3項</p> <p>2 障発0330第22通知第二1(1)</p>	<p>1 基準に定める相談支援専門員を確保していない。</p> <p>1 1人の相談支援専門員が適切に対応できる件数や人数となっていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
2 管理者	<p>3 指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合に、指定特定相談支援事業所に相談支援員を置いているか。 この場合において、当該相談支援員を指定障害児相談支援もしくは指定地域相談支援の事業所または指定自立生活援助の事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができる。</p> <p>ア 事業者要件 (ア) 当該特定相談支援事業所が機能強化型サービス利用支援費の算定要件を満たしていること。 (イ) 当該特定相談支援事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導および助言が行われる体制が確保されていること。</p> <p>具体的には、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 ・ 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施 ・ 当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言 <p>イ 相談支援員の要件 配置される相談支援員については、専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であって、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有していること。</p>	<p>1 厚労令28第3条第4項 2 障発0330第22通知第二1(1)</p>	<p>1 基準に定める相談支援員となっていない。</p>	<p>C</p>
	<p>4 前項の規定により相談支援員を置く場合における第3の7、11の1ア、11の2ア～ケまでおよび11の3、12、15、17の1～3、21の1ならびに24の1および2、の規定の適用については、これらの規定中「相談支援専門員」とあるのは「相談支援専門員または相談支援員」と読み替えるものとする。</p>	<p>1 厚労令28第3条第5項</p>		
	<p>1 指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p>	<p>1 厚労令28第4条</p>	<p>1 基準に定める管理者を確保していない。</p>	<p>C</p>
	<p>3 従たる事業所を設置する場合の特例</p> <p>1 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業者における主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置する場合は、主たる事業所および従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所または従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員となっているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業所の指定は、原則として指定計画相談支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次のアおよびイの要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービスの場として、一または複数の「従たる事業所」を設置することが可能であるが、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとなっているか。</p>	<p>1 厚労令28第4条の2 2 障発0330第22通知第二(3)</p>	<p>1 基準に定める相談支援専門員を確保していない。 1 基準に定める要件を満たしていない。</p>	<p>C C</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p>	<p>ア 人員および設備に関する要件</p> <p>(ア) 「従たる事業所」において専従の従業者が1人以上確保されていること。</p> <p>(イ) 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>(ウ) 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部または一部を設けないこととして差し支えないこと。</p> <p>イ 運営に関する要件</p> <p>(ア) 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>(イ) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制(例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。</p> <p>(ウ) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>(エ) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>(オ) 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p> <p>1 指定特定相談支援事業者は、計画相談支援対象障害者等が利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>2 利用者との間で当該指定計画相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、以下の内容を記載した書面を交付しているか。</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事業所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定計画相談支援の内容</p> <p>ウ 当該指定計画相談支援の提供につき利用者または利用申込者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定計画相談支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定計画相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>1 支援法第51条の24第2項</p> <p>1 厚労令28第5条第1項</p> <p>1 厚労令28第5条第2項</p> <p>2 社会福祉法第77条第1項</p> <p>3 社会福祉法施行規則第16条第2項</p> <p>4 障発0330第22通知第2(1)</p>	<p>1 利用申込みに当たり、当該障害児に対し、重要事項説明書、パンフレット等の重要事項を記した文書を交付して重要事項の説明をしていない。</p> <p>2 重要事項を記した文書について、障害児の障害の特性に応じた配慮がない。</p> <p>3 重要事項、パンフレット等 重要事項の説明に用いた文書について、重要事項(運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等)の記載が不十分である。</p> <p>1 契約が成立したときに、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき書面を交付していない。</p> <p>2 社会福祉法第77条第1項の規定に基づく書面の交付において、障害の特性に応じた配慮がない。</p> <p>3 規定に基づく、必要事項の記載が不十分。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
2 契約内容の報告等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを区市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p>	<p>1 厚労令28第6条第1項</p> <p>1 厚労令28第6条第2項</p>	<p>1 利用契約を締結したことを、区市町村に報告していない。</p> <p>1 サービス等利用計画の写しを区市町村に提出していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
3 提供拒否の禁止	<p>1 指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいないか。 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは、 ア 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 エ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合等をいう。</p>	<p>1 厚労令28第7条</p> <p>2 障発0330第22通知第二(3)</p>	<p>1 正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいる。</p>	<p>C</p>
4 サービス提供困難時の対応	<p>1 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>1 厚労令28第8条</p>	<p>1 利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合に、適当な他の指定特定相談支援事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じていない。</p>	<p>C</p>
5 受給資格の確認	<p>1 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証または地域相談支援受給者証によって、計画相談給付費の支給対象者であること、支援法第55条第23項に規定する厚生労働省令で定める(モニタリング)期間、支給決定の有効期間または地域相談支援給付費決定の有効期間、支給量または地域相談支援給付費量等を確認しているか。</p>	<p>1 厚労令28第9条</p>	<p>1 支給決定等の有効期間、支給量等を確認していない。</p> <p>2 確認が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
6 支給決定等または地域相談支援給付費決定の申請に係る援助	<p>1 指定特定相談支援事業者は、支給決定または地域相談支援給付費決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間または地域相談支援給付費決定の有効期間の終了に伴う支給決定または地域相談支援給付費決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>1 厚労令28第10条</p>	<p>1 支給決定等の有効期間の終了に伴う申請について、必要な援助を行っていない。</p>	<p>C</p>
7 身分を証する書類の携行	<p>1 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>1 厚労令28第11条</p> <p>2 障発0330第22通知第二(7)</p>	<p>1 相談支援専門員に身分を証明する書類を携行させていない。</p> <p>2 利用者等から求められたときに提示するべき旨を指導していない。</p> <p>3 事業所の名称、従業者の氏名の記載がない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
8 計画相談支援給付費の額等の受領	<p>1 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき、支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払を受けているか。</p>	<p>1 厚労令28第12条第1項</p>	<p>1 契約書に明記された受領額・受領方法により適正に受領していない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
9 利用者等負担額に係る管理	2 指定特定相談支援事業者は、1の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象者等から受けているか。	1 厚労令28 第12条第2項	1 交通費の額を適正に受領していない。	C
	3 指定特定相談支援事業者は、1および2の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付しているか。	1 厚労令28 第12条第3項	1 利用者に、領収証を交付していない。	C
	4 指定特定相談支援事業者は、2の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ているか。	1 厚労令28 第12条第4項	1 交通費について説明し、同意を得ていない。	C
9 利用者等負担額に係る管理	1 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。 この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等および当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	1 厚労令28 第13条	1 同一の月に受けたサービス等の合計額を算定し、区市町村への報告、当該対象者等にサービス等を提供した事業者等に通知していない。	C
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等	1 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に対し、当該計画相談支援対象障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知しているか。	1 厚労令28 第14条第1項	1 代理受領方式の場合、当該利用者に係る計画相談支援給付費の額を通知していない。	C
	2 指定特定相談支援事業者は、8-1の法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に対して交付しているか。	1 厚労令28 第14条第2項	1 利用者に、サービス提供証明書を交付していない。	C
11 指定計画相談支援の具体的な取扱方針	1 指定計画相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。	1 厚労令28 第15条第1項第1号 1 厚労令28 第15条第1項第2号		
	ア 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、基本相談支援に関する業務およびサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。		1 基本相談支援に関する業務およびサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていない。	C
	イ 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。		1 利用者の意思決定の支援に配慮していない。 2 利用者の意思決定の支援への配慮が不十分である。	C B

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
	<p>ウ 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p> <p>2 指定計画相談支援における指定サービス等利用支援の方針は、第1に規定する基本方針および1に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。</p> <p>ア 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p> <p>イ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身または家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p> <p>ウ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等または指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等または指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p> <p>エ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等または指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供しているか。</p> <p>オ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</p> <p>カ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意志および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p> <p>キ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者およびその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者およびその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>1 厚労令28 第15条第1項第3号</p> <p>1 厚労令28 第15条第2項第1号</p> <p>1 厚労令28 第15条第2項第2号</p> <p>1 厚労令28 第15条第2項第3号</p> <p>1 厚労令28 第15条第2項第4号</p> <p>1 厚労令28 第15条第2項第5号</p> <p>1 厚労令28 第15条第2項第6号</p> <p>1 厚労令28 第15条第2項第7号</p>	<p>1 サービスの提供方法等について理解しやすいように説明等を行っていない。</p> <p>1 利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めていない。</p> <p>1 利用者の心身または家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われていない。</p> <p>1 地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めていない。</p> <p>1 サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者等に対して提供していない。</p> <p>1 アセスメントを実施していない。 2 アセスメントの記録を整備していない。</p> <p>1 アセスメントに当たり利用者の意志等について、丁寧な把握をしていない。</p> <p>1 面接を実施していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
	<p>ク 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等または指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標およびその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、支援法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める(モニタリング)期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。</p> <p>ケ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活または社会生活の維持に十分留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。</p> <p>コ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、支援法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>サ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。</p> <p>シ 相談支援専門員は、支給決定または地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(テレビ電話装置等の活用可能。)の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>ス 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。</p> <p>セ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等および担当者に交付しているか。</p> <p>3 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針および前2項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。</p> <p>ア 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定または地域相談支援給付決定が必要と認められる場合には、利用者等に対し、支給決定または地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p>	<p>1 厚労令28第15条第2項第8号 2 障発033第22通知第二2(11)</p> <p>1 厚労令28第15条第2項第9号</p> <p>1 厚労令28第15条第2項第10号</p> <p>1 厚労令28第15条第2項第11号</p> <p>1 厚労令28第15条第2項第12号</p> <p>1 厚労令28第15条第2項第13号</p> <p>1 厚労令28第15条第2項第14号</p> <p>1 厚労令28第15条第3項第1号</p>	<p>1 必要事項を記載したサービス等利用計画案を作成していない。</p> <p>1 サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合、利用者の心身の状況等を勘案せず、に年間180日を超える利用としている。</p> <p>1 サービス等利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により同意を得ていない。</p> <p>1 サービス等利用計画案を交付していない。</p> <p>1 指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行っていない。 2 担当者から、専門的な見地からの意見を求めている。 3 サービス担当者会議等の記録を作成していない。</p> <p>1 サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていない。</p> <p>1 サービス等利用計画を利用者等および担当者に交付していない。</p> <p>1 サービス等利用計画のモニタリングを行っていない。 2 新たな支給決定等が必要と認められる場合に、利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
	<p>イ 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p> <p>ウ サービス等利用計画に変更があった場合、2のアからケまでおよびシからセまでに準じて取り扱っているか。</p> <p>エ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が指定障害者支援施設等への入所または入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>オ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所または退院しようとする利用者またはその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供および助言を行う等の援助を行っているか。</p>	<p>1 厚労令28第15条第3項第2号</p> <p>1 厚労令28第15条第3項第3号</p> <p>1 厚労令28第15条第3項第4号</p> <p>1 厚労令28第15条第3項第5号</p>	<p>1 モニタリング期間ごとに面接していない。</p> <p>2 モニタリングの結果を記録していない。</p> <p>1 変更があった場合、計画の作成に係る一連の業務が行われていない。</p> <p>1 指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていない。</p> <p>1 必要な情報の提供および助言を行う等の援助を行っていない。</p> <p>2 必要な情報の提供および助言を行う等の援助が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
12 テレビ電話装置等の活用	<p>1 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合に、テレビ電話装置等を活用した、利用者に対するアセスメントまたはモニタリングに係る面接を行っているか。</p> <p>ア 利用者が特別地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。 <small>なお、一定の距離については、事業所から居宅等への訪問に片道概ね1時間以上を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。</small></p> <p>イ テレビ電話装置等を活用したアセスメントまたはモニタリングを行おうとするその前月または前々月に、実際に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメントまたはモニタリングに係る面接を行っていること。</p>	<p>1 厚労令28第15条の2</p> <p>2 障発0330第22通知第二(12)</p>	<p>1 要件を満たしていない。</p> <p>2 利用者に対して、面接方法に係る意向を確認していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
13 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	<p>1 指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画およびその実施状況に関する書類を交付しているか。</p>	<p>1 厚労令28第16条</p>	<p>1 直近のサービス等利用計画およびその実施状況に関する書類を交付していない。</p>	<p>C</p>
14 計画相談支援対象障害者等に関する区市町村への通知	<p>1 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>1 厚労令28第17条</p>	<p>1 通知をしていない。</p> <p>2 通知が遅滞している。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
15 管理者の責務	<p>1 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に、厚労令28第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>1 厚労令28第18条第1項</p> <p>1 厚労令28第18条第2項</p>	<p>1 運営上問題が生じている。</p> <p>2 業務の把握状況が不十分である。</p> <p>1 必要な指揮命令を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
16 運営規程	<p>1 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>ア 事業の目的および運営の方針 イ 従業者の職種、員数および職務の内容 ウ 営業日および営業時間 エ 指定計画相談支援の提供方法および内容ならびに計画相談支援対象障害者等から受領する費用およびその額 オ 通常の事業の実施地域 カ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 キ 虐待の防止のための措置に関する事項 ク その他運営に関する重要事項</p>	1 厚労令28第19条	<p>1 運営規程を作成していない。</p> <p>2 内容が不十分である。</p> <p>3 規程内容と現状に差異がある。</p>	C B B
17 勤務体制の確保等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、勤務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。 指定特定相談支援事業所の従業者によって、指定計画相談支援が提供されているか。(雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。)</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定特定相談支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>4 指定特定相談支援事業者は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること(以下「職場におけるハラスメント」という。)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>1 厚労令28第20条第1項 2 障発033第22通知第二二(17)</p> <p>1 厚労令28第20条第2項 2 障発0330第22通知第二二(17)</p> <p>1 厚労令28第20条第3項 2 障発033第22通知第二二(17)</p> <p>1 厚労令28第20条第4項 2 障発033第22通知第二二(17)</p>	<p>1 適切な勤務の体制を定めていない。</p> <p>2 勤務表を作成していない。</p> <p>1 相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させていない。</p> <p>2 雇用契約等により、管理者の指揮命令下にある従業者によって、指定計画相談支援が提供されていない。</p> <p>1 研修を実施していない。</p> <p>2 研修の実施が不十分である。</p> <p>3 研修への参加を計画的に確保していない。</p> <p>1 職場におけるハラスメントを防止するための、必要な措置が講じられていない。</p> <p>2 必要な措置が不十分である。</p>	C C C C B C B
18 業務継続計画の策定等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p>	<p>1 厚労令28第20条の2第1項 2 障発033第22通知第二二(18)</p> <p>1 厚労令28第20条の2第2項 2 障発033第22通知第二二(18)</p>	<p>1 業務継続計画を策定していない。</p> <p>2 必要な措置を講じていない。</p> <p>3 業務継続計画の内容または措置が不十分である。</p> <p>1 従業者に周知していない。</p> <p>2 研修および訓練を実施していない。</p> <p>3 周知、研修および訓練が不十分である。</p>	C C B C C B

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
19 設備および備品等	<p>3 指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>1 指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備および備品等を備えているか(貸与を受けているものでも可)。</p> <p>ア 専用事務室または明確に特定されている区画があるか。事務室が区分されていない場合は特に、利用者等の個人情報が増えることのないよう厳重に対応しているか。</p> <p>イ 申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。また、相談内容が周囲に聞こえにくいようにする等、利用者等が利用しやすく相談しやすい構造となっているか。</p> <p>ウ 必要な設備および備品等を確保しているか。 (ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備および備品等を使用することは差し支えない。)</p>	<p>1 厚労令28第20条の2第3項</p> <p>1 厚労令28第21条 2 障発033第22通知第二2(19)</p>	<p>1 必要に応じて計画を変更していない。</p> <p>1 必要な設備や備品等を備えていない。</p> <p>2 個人情報等への配慮がなされていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
20 衛生管理等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施しているか。</p>	<p>1 厚労令28第22条第1項</p> <p>1 厚労令28第22条第2項</p> <p>1 厚労令28第22条第3項</p>	<p>1 従業員の健康管理を行っていない。</p> <p>1 設備や備品等について、衛生的な管理に努めていない。</p> <p>1 委員会を設置していない。</p> <p>2 委員会を開催していない。</p> <p>3 委員会の結果について、従業員に周知していない。</p> <p>4 指針を整備していない。</p> <p>5 指針の内容が不十分である。</p> <p>6 研修および訓練を実施していない。</p> <p>7 研修および訓練の実施が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
21 掲示等	<p>1 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援および計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数および勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示(備え付けによる閲覧も可)しているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、1に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>1 厚労令28第23条第1,2項</p> <p>1 厚労令28第23条第3項</p>	<p>1 運営規程等の掲示をしていない。</p> <p>2 運営規程等の掲示内容が不十分である。</p> <p>3 運営規程等の掲示場所が不適切である。</p> <p>1 重要事項の公表をしていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
22 秘密保持等	1 指定特定相談支援事業所の従業者および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。	1 厚労令28第24条第1項	1 従業者および管理者が、その業務上知り得た利用者等の秘密の保持を遵守していない。	C
	2 指定特定相談支援事業者は、従業者および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	1 厚労令28第24条第2項	1 従業者等でなくなった後も、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持すべきことを、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講じていない。	B
	3 指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。	1 厚労令28第24条第3項	1 サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合に、あらかじめ文書により当該利用者等の同意を得ていない。	C
23 広告	1 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のものまたは誇大なものとしていないか。	1 厚労令28第25条	1 適切な広告となっていない。 2 広告内容に不備がある。	C B
24 障害福祉サービス事業者等からの利益供与等の禁止	1 指定特定相談支援事業者および指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成または変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。	1 厚労令28第26条第1項	1 管理者の指示等が不適切である。	C
	2 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成または変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。	1 厚労令28第26条第2項	1 相談支援専門員の指示等が不適切である。	C
	3 指定特定相談支援事業者およびその従業者は、サービス等利用計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	1 厚労令28第26条第3項	1 相談支援専門員の収受等が不適切である。	C
25 苦情解決	1 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援またはサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	1 厚労令28第27条第1項	1 苦情窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。 2 苦情窓口を設置する等の措置が不十分である。	C B
	2 指定特定相談支援事業者は、1の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	1 厚労令28第27条第2項	1 苦情の内容等を記録していない。	C
	3 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定特定相談支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	1 厚労令28第27条第3項	1 区市町村が行う検査・調査に協力していない。 2 指導または助言に従って必要な改善を行っていない。	C C

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
	<p>4 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>5 指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、支援法第51の27条第2項の規定により区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定特定相談支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村長が行う調査に協力するとともに、区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>6 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、3から5までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>7 指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>1 厚労令28第27条第4項</p> <p>1 厚労令28第27条第5項</p> <p>1 厚労令28第27条第6項</p> <p>1 厚労令28第27条第7項</p>	<p>1 都道府県知事が行う検査・調査に協力していない。</p> <p>2 指導または助言に従って必要な改善を行っていない。</p> <p>1 区市町村長が行う検査・調査に協力していない。</p> <p>2 指導または助言に従って必要な改善を行っていない。</p> <p>1 改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告していない。</p> <p>1 調査またはあっせんに協力していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
26 事故発生時の対応	<p>1 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、1の事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>3 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>1 厚労令28第28条第1項</p> <p>1 厚労令28第28条第2項</p> <p>1 厚労令28第28条第3項</p>	<p>1 事故が発生した場合に、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡等、必要な措置を講じていない。</p> <p>1 事故に際して採った処置について、記録していない。</p> <p>1 事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
27 虐待の防止	<p>1 指定特定相談支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しているか。</p> <p>ウ 措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>エ 委員会における対応状況および研修の実施内容について、適切に記録しているか。また、記録を5年間保存しているか。</p>	<p>1 厚労令28第28条の2第1項</p> <p>2 障発0330第22通知第2(26)</p>	<p>1 委員会を設置していない。</p> <p>2 委員会を開催していない。</p> <p>3 委員会の結果について、従業者に周知していない。</p> <p>4 虐待防止研修を実施していない。</p> <p>5 担当者を設置していない。</p> <p>6 委員会および(または)研修の記録をしていない。</p> <p>7 記録を5年間保存していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
28 会計の区分	<p>1 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>1 厚労令28第29条</p>	<p>1 指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分していない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
29 記録の整備	<p>1 指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>2 指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、少なくとも月に掲げる記録を当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11-3-アに規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>イ 個々の利用者ごとに以下に掲げる事項を記載した相談支援台帳(サービス等利用計画案およびサービス等利用計画、アセスメント・サービス担当者会議等・モニタリング結果の記録)</p> <p>ウ 14に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 25に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 26に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>1 厚労令28第30条第1項</p> <p>1 厚労令28第30条第2項</p> <p>2 障発0330第22通知第二2(28)</p>	<p>1 諸記録を整備してない。</p> <p>1 記録整備が不十分である。</p> <p>2 諸記録を5年間保存していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>
第4 届出等				
1 変更の届出	<p>1 指定特定相談支援事業者は、支援法施行規則第34条の60第1項に掲げる事項(支援法施行規則第34条の59第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号から第7号まで、第11号および第13号に掲げる事項)に変更があったときは、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>指定特定相談支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称および所在地</p> <p>イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>ウ 申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等</p> <p>エ 事業所の平面図</p> <p>オ 事業所の管理者および相談支援専門員の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>カ 運営規程</p>	<p>1 支援法第51条の25第3項</p> <p>2 支援法施行規則第34条の60第1項</p>	<p>1 届出内容と現状に著しい差異がある。</p> <p>2 届出内容と現状に差異がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
2 業務管理体制の整備	<p>1 指定特定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定相談支援事業者 (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定相談支援事業者 (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者 (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p>	<p>1 支援法第51条の31第1項</p> <p>2 支援法施行規則第34条の61</p>	<p>1 法令を遵守するための責任者の選任等を整備していない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
	<p>2 指定特定相談支援事業者は、支援法第51条の31第2項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、区市町村長に、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 事業者の名称、主たる事業所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所の数が20以上の指定相談支援事業者に限る。)</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者に限る。)</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>1 支援法第51条の31第2項</p> <p>2 支援法施行規則第34条の62</p>	<p>1 業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。</p> <p>2 区分に応じた届出となっていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>第5 計画相談支援給付費の算定および取扱い</p>		<p>1 支援法第51条の31第3項</p> <p>1 支援法第51条の17第2項</p>	<p>1 届出内容と現状に著しい差異がある。</p> <p>2 届出内容と現状に差異がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>1 基本事項</p>	<p>1 指定計画相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第125号の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に別に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。</p>	<p>1 平24厚労告125の一</p> <p>2 平18厚労告539</p>	<p>1 算定が不適正である。</p>	<p>C</p>
<p>2 計画相談支援費</p>	<p>2 1の規定により、指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>1 平24厚労告125の二</p>	<p>1 算定が不適正である。</p>	<p>C</p>
<p>(1) サービス利用支援費</p>	<p>1 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 機能強化型サービス利用支援費()から機能強化型サービス利用支援費()までについては、別にこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数(相談支援員は0.5人として算定)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>ただし、機能強化型サービス利用支援費()から機能強化型サービス利用支援費()までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費()から機能強化型サービス利用支援費()までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。</p> <p>イ サービス利用支援費()については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>ウ サービス利用支援費()については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>別にこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準(平27厚労告180の一のイ～二)に掲げる基準のいずれかに適合しているか。</p>	<p>1 平24厚労告125別表1の注1</p> <p>2 平27厚労告180の一</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
(2) 継続サービス利用支援費	<p>2 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 機能強化型継続サービス利用支援費()から機能強化型継続サービス利用支援費()までについては、別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ただし、機能強化型継続サービス利用支援費()から機能強化型継続サービス利用支援費()までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合には、機能強化型継続サービス利用支援費()から機能強化型継続サービス利用支援費()までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。</p> <p>イ 継続サービス利用支援費()については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>ウ 継続サービス利用支援費()については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。</p> <p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告180の一のイ～二）に掲げる基準のいずれかに適合しているか。</p>	<p>1 平24厚労告125 別表1の注2</p> <p>2 平27厚労告180の一</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(3) その他	<p>3 ア 指定特定相談支援事業者が、第3の11の2のキ(第3の11の3のウにおいて準用する場合を含む。)、コ、サもしくはシからセまで(第3の11の3のウにおいて準用する場合を含む。)または第3の11の3のイに定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>イ 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p> <p>ウ 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。</p>	<p>1 平24厚労告125 別表1の注3</p> <p>1 平24厚労告125 別表1の注4</p> <p>1 平24厚労告125 別表1の注5</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
	<p>エ 相談支援専門員または相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分(以下「要介護状態区分」という。)が要介護1または要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)と一体的に指定サービス利用支援または指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算()として、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を減算しているか。</p> <p>(ア) 機能強化型サービス利用支援費() (イ) 機能強化型サービス利用支援費() (ウ) 機能強化型サービス利用支援費() (エ) 機能強化型サービス利用支援費() (オ) サービス利用支援費() (カ) 機能強化型継続サービス利用支援費() (キ) 機能強化型継続サービス利用支援費() (ク) 機能強化型継続サービス利用支援費() (ケ) 機能強化型継続サービス利用支援費() (コ) 継続サービス利用支援費()</p> <p>オ 相談支援専門員または相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4または要介護5のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)と一体的に指定サービス利用支援または指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算()として、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を減算しているか。</p> <p>(ア) 機能強化型サービス利用支援費() (イ) 機能強化型サービス利用支援費() (ウ) 機能強化型サービス利用支援費() (エ) 機能強化型サービス利用支援費() (オ) サービス利用支援費() (カ) サービス利用支援費() (キ) 機能強化型継続サービス利用支援費() (ク) 機能強化型継続サービス利用支援費() (ケ) 機能強化型継続サービス利用支援費() (コ) 機能強化型継続サービス利用支援費() (サ) 継続サービス利用支援費() (シ) 継続サービス利用支援費()</p> <p>カ 相談支援専門員または相談支援員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要介護状態区分が要支援1または要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援費()を除く。)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき所定単位数を減算しているか。</p> <p>キ 支援法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>1 平24厚労告125 別表1の注6</p> <p>1 平24厚労告125 別表1の注7</p> <p>1 平24厚労告125 別表1の注8</p> <p>1 平24厚労告125 別表1の注9</p>		

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
	<p>ク 厚労令28第20条の2(業務計画の策定等)の規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>ケ 厚労令28第28条の2(虐待の防止)の規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>コ 別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合(アおよびイに定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を加算しているか。</p> <p>サ 別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、機能強化型サービス利用支援費()もしくは機能強化型サービス利用支援費()または機能強化型継続サービス利用支援費()もしくは機能強化型継続サービス利用支援費()を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。</p> <p>ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定特定相談支援事業所ならびに当該指定特定相談支援事業所と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者、および指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回が限度である。)</p>	<p>1 平24厚労告125別表1の注10</p> <p>1 平24厚労告125別表1の注11</p> <p>1 平24厚労告125別表1の注12</p> <p>1 平24厚労告125別表1の注13</p>		
3 利用者負担上限額管理加算	1 指定特定相談支援事業者が、第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	1 平24厚労告125別表2の注	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B
4 初回加算	<p>1 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画(法第5条第22項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。)を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。次に掲げる基準のいずれかに適合しているか。</p> <p>ア 新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合</p> <p>イ サービス等利用計画を作成する月の前六か月において、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用していない計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合</p>	<p>1 平24厚労告125別表3の注1</p> <p>2 平27厚労告180の三</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	C B

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
5 主任相談支援専門員配置加算	<p>2 初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、またはテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等およびその家族に面接した場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。)は、所定単位数に、300単位数に当該面接をした月の数(3を限度とする。)を乗じて得た単位数を加算しているか。</p> <p>1 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める者(以下「主任相談支援専門員」という。)であるものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。</p> <p>別子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 主任相談支援専門員配置加算()</p> <p>基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定特定相談支援事業所、児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定特定相談支援事業所または地域の相談支援の中核を担う機関として区市町村長が認める指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所の従業者および当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所または指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための指導および助言を実施していること。</p> <p>イ 主任相談支援専門員配置加算()</p> <p>主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施していること。</p> <p>主任相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、地域定着支援および指定障害児相談支援その他これに類する職務に従事することができる。</p>	<p>1 平24厚労告125 別表3の注2</p> <p>1 平24厚労告125 別表4の注1,2</p> <p>2 平27厚労告180の四</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p> <p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
6 入院時情報連携加算	<p>1 計画相談支援対象障害者等が病院または診療所(以下「病院等」という。)に入院するに当たり、別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状態、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。</p> <p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 入院時情報連携加算() 病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>イ 入院時情報連携加算() ア以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p>	<p>1 平24厚労告125別表5の注</p> <p>2 平27厚労告180の五</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
7 退院・退所加算	<p>1 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、生活保護法に規定する救護施設もしくは更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設および少年院もしくは更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービスまたは地域相談支援(以下「障害福祉サービス等」という。)を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所にあたって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合には、入所、入院、収容または宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。(第5の4に規定する初回加算を算定する場合を除く。)</p>	<p>1 平24厚労告125別表6の注</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
8 居宅介護支援事業所等連携加算	<p>1 指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次のアからカまでのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれアからカまでに掲げる単位数のうち該当した場合のもの(アからカまでに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算する。また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次のアからカまでのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれアからカまでに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。</p> <p>ア 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援または指定介護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所または指定介護予防支援事業所(以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。)に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画または介護予防サービス計画の作成等に協力する場合</p>	<p>1 平24厚労告125別表7の注</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
9 医療・保育・教育機関等連携加算	<p>イ 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等およびその家族に面接する場合(第5の2の(1)または(2)を算定する月を除く。)</p> <p>ウ 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認および支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合(第5の2の(1)または(2)を算定する月を除く。)</p> <p>エ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターまたは当該通常の事業所の事業主等(以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援内容の検討に協力する場合</p> <p>オ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、またはテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等およびその家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、第5の2の(1)または(2)を算定する月を除く。)</p> <p>カ 計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認および支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合(第5の2の(1)または(2)を算定する月を除く。)</p> <p>1 指定特定相談支援事業者が、次のアからウまでに該当する場合に、1月のそれぞれアからウまでに掲げる単位数を加算しているか。</p> <p>ア 第1の3に規定する福祉サービス等を提供する機関(以下「福祉サービス等提供機関」という。)(障害福祉サービスを行う者を除く。)の職員等と面談または会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援または継続サービス利用支援を行った場合(計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とし、4の初回加算を算定する場合および7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けているときを除く。)</p> <p>イ 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。)(第5の2の(1)または(2)を算定する場合に限る。)</p> <p>ウ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報を提供した場合(第5の2の(1)または(2)を算定する場合に限る。)</p>	1 平24厚労告125 別表8の注1	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
10 集中支援加算	<p>2 注1のウについては、次のアまたはイに掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としているか。</p> <p>ア 病院等および支援法施行規則第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等(以下「訪問看護ステーション等」という。)</p> <p>イ 福祉サービス等提供機関(病院等および訪問看護ステーション等を除く。)</p>	<p>2 平24厚労告125別表8の注2</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>1 指定特定相談支援事業者が、次のアからオまでに該当する場合に、1月にそれぞれに掲げる単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、アからウまでについては、計画相談支援対象障害者等に1人につき1月に1回を限度としているか。</p> <p>ア 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等または区市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、またはテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障害者等およびその家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、第5の2の(1)または(2)を算定する月を除く。)</p> <p>イ サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員または相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求めサービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合(第5の2の(1)または(2)を算定する月を除く。)</p> <p>ウ 福祉サービス等提供機関等の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(第5の2(1)もしくは(2)、6の1のオまたは7を算定する月を除く。)</p> <p>エ 計画相談支援対象障害者等が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。)(第5の2の(1)または(2)を算定する月を除く。)</p> <p>オ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該計画相談支援対象障害者等に対して計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を行った場合。</p> <p>2 注1のオについては、次のアまたはイに掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としているか。</p> <p>ア 病院等および訪問看護ステーション等</p> <p>イ 福祉サービス等提供機関(病院等および訪問看護ステーション等を除く。)</p>	<p>1 平24厚労告125別表9の注1</p> <p>2 平24厚労告125別表9の注2</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p> <p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
11 サービス担当者会議実施加算	<p>1 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員または相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、9の医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談または会議を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けているときは、算定できない。</p>	1 平24厚労告125 別表10の注	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B
12 サービス提供時モニタリング加算	<p>1 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し(障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあつては、当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、またはテレビ電話装置等を活用して)、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、および記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定していないか。この場合において当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定しているか。</p>	1 平24厚労告125 別表11の注	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B
13 行動障害支援体制加算	<p>1 別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定できない。</p> <p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 行動障害支援体制加算()</p> <p>(ア) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(実践研修修了者)を一名以上配置していること。</p> <p>(イ) 実践研修修了者を配置している旨を公表していること。</p> <p>(ウ) 実践研修修了者が、区分3以上に該当し、かつ、子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準ならびに厚生労働大臣が定める基準に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該実践研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に強度行動障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りではない。</p> <p>イ 行動障害支援体制加算()</p> <p>アの(ア)および(イ)の基準に適合すること。</p>	1 平24厚労告125 別表12の注 2 平27厚労告180の六	1 算定が不適正である。 2 算定手続に不備がある。	C B

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
14 要医療児者支援体制加算	<p>1 別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。</p> <p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 要医療児支援体制加算()</p> <p>(ア) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者)を1名以上配置していること。</p> <p>(イ) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。</p> <p>(ウ) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づく指定通所支援および基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者(医療的ケア児者)に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に医療的ケア児者の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りではない。</p> <p>イ 要医療児支援体制加算() アの(ア)および(イ)の基準に適合すること。</p>	<p>1 平24厚労告125別表13の注</p> <p>2 平27厚労告180の七</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
15 精神障害者支援体制加算	<p>1 別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。</p> <p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 精神障害者支援体制加算()</p> <p>(ア) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障害者の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(精神障害者研修修了者)を1名以上配置していること。</p> <p>(イ) 精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。</p> <p>(ロ) 精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要する者に対して支援を行う病院または支援法施行規則第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等であって、計画相談支援対象障害者等が通院または利用するものの保健師、看護師または精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。</p> <p>(ハ) 精神障害者研修修了者が、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のたる児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りではない。</p> <p>イ 精神障害者支援体制加算()</p> <p>アの(ア)および(イ)の基準に適合すること。</p>	<p>1 平24厚労告125別表14の注</p> <p>2 平27厚労告180の八</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
16 高次脳機能障害支援体制加算	<p>1 別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。</p> <p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 高次脳機能障害支援体制加算() (ア) 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(高次脳機能障害支援者養成に限る。)またはこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を終了した旨の証明書の交付を受けた者(高次脳機能障害支援者養成研修修了者)を1名以上配置していること。</p> <p>(イ) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。 (ロ) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である障害者等(高次脳機能障害者)に対して現に指定計画相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定特定相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務にも従事する場合であって、現に高次脳機能障害者であって満18歳に満たないものの保護者に対して指定障害児相談支援を行っているときは、この限りではない。</p> <p>イ 高次脳機能障害支援体制加算() アの(ア)および(イ)の基準に適合すること。</p>	<p>1 平24厚労告125別表14の2の注</p> <p>2 平27厚労告180の九</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
17 ピアサポート体制加算	<p>1 別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 障害者ピアサポート研修修了者であって、次の(ア)および(イ)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。</p> <p>(ア) 障害者または障害者であったと区市町村長が認める者 (イ) 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援に従事する者</p> <p>イ アに掲げる者のいずれかにより、当該指定特定相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。</p> <p>ウ アに掲げる者を配置している旨を公表していること。</p>	<p>1 平24厚労告125別表15の注</p> <p>2 平27厚労告180の十</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	評価事項	評価
18 地域生活支援拠点等相談強化加算	<p>1 別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(以下「要支援者」という。)が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供および当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあつては、サービス等利用計画の作成または変更を含む。)を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>運営規程において、区市町村により地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p>	<p>1 平24厚労告125別表16の注</p> <p>2 平27厚労告180の十一</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
19 地域体制強化共同支援加算	<p>1 別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして区市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員または相談支援員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に第1の3に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明および指導を行った上で、協議会に対し、文書により当該説明および指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 運営規程において、区市町村により地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p> <p>イ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和9年3月31日までの間は、区市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処および地域における生活に移行するための活動に関する取り組みに協力することで足りるものとする。</p>	<p>1 平24厚労告125別表17の注</p> <p>2 平27厚労告180の十二</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
20 遠隔地訪問加算	<p>1 計画相談支援対象障害者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、刑事施設等、宿泊施設等または福祉サービス等提供機関(特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある者に限る。)を訪問して、4の初回加算(2に該当する場合に限る。)、6の入院時情報連携加算(アの入院時情報連携加算()を算定する場合に限る。)、7の退院・退所加算、8の居宅介護支援事業所等連携加算(イおよびオに該当する場合に限る。)、9の医療・保育・教育機関等連携加算(1のイおよびイに限る。)または10の集中支援加算(1のイおよびエに該当する場合に限る。)を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、4の初回加算については、4の2に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。</p>	<p>1 平24厚労告125別表18の注</p>	<p>1 算定が不適正である。</p> <p>2 算定手続に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>